

●診療所（医科診療所・歯科診療所）に関する主な申請・届出

	開設者	手続内容				説明
		提出書類	添付書類	提出部数	提出時期	
<p>新規開設</p> <p><主な事例></p> <p>1) 新たに診療所を開設する</p> <p>2) 診療所を移転する</p> <p>3) 開設者を変更する（継承）</p> <p>4) 医療法人化</p>	法人	<p>診療所開設許可申請書 (様式第1号)</p> <p>【診療所開設許可手数料：18,000円】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺の見取図 敷地平面図 (求積図、建物配置図) 建物平面図 建物立面図 エックス線装置に係る防護図、平面図及び立面図 定款、寄附行為又は条例 土地及び建物の登記事項証明書（原本） 土地及び建物の賃貸借契約書の写し 公図の写し 建築確認済証等の写し 	1部 (※注)	事前 (2週間前まで)	<p>○有床診療所の場合は、事前に「病床設置許可（県許可）」が必要です。開設のおよそ2か月前までに「病床設置許可申請書（県様式）」を提出して下さい。（事前にお問い合わせ下さい）</p> <p>○有床診療所の場合は、診療所開設許可後に別途「施設使用許可」が必要です。 【施設使用前検査手数料：21,000円（実地検査）】 [病床設置許可→開設許可→施設使用許可→開設後届]</p> <p>○麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書の写し」を添付して下さい。</p> <p>1日診療所の場合（健康診断、予防接種等）</p> <p>○「建築確認済証等の写し」、「土地及び建物の登記事項証明書（原本）」、「土地及び建物の賃貸借契約書の写し」に代えて、「<u>建物（敷地）の使用を認める承諾書（覚書）</u>」又は「<u>予防接種、健康診断等の実施に係る契約書（申込書）等の写し</u>」を添付して下さい。</p> <p>○検診車を使用する場合は、エックス線装置に係る防護図、平面図及び立面図に加え、「<u>車検証の写し</u>」を添付して下さい。</p> <p>○現に、診療所の管理者である者が、同時に2以上の診療所の管理を行う場合は、事前に「2以上の診療所管理許可」が必要です。</p>
		<p>診療所開設後届 (様式第5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理者（医師・歯科医師）の免許証及び臨床研修修了登録証の写し 有資格者の免許証の写し 	1部 (※注)	開設後 (10日以内)	<p>○事前に「診療所開設許可」が必要です。</p> <p>○有床診療所の場合は、「病床設置許可」、「診療所開設許可」に加え、事前に「施設使用許可」が必要です。</p>
	個人	<p>診療所開設届 (様式第6号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺の見取図 敷地平面図 (求積図、建物配置図) 建物平面図 建物立面図 エックス線装置に係る防護図、平面図及び立面図 土地及び建物の登記事項証明書（原本） 土地及び建物の賃貸借契約書の写し 建築確認済証等の写し 管理者（医師・歯科医師）の免許証及び臨床研修修了登録証の写し 有資格者の免許証の写し 	1部 (※注)	開設後 (10日以内)	<p>○有床診療所の場合は、事前に「病床設置許可（県許可）」が必要です。開設のおよそ2か月前までに「病床設置許可申請書（県様式）」を提出して下さい。（事前にお問い合わせ下さい）</p> <p>○有床診療所の場合は、事前に「施設使用許可」が必要です。 【施設使用前検査手数料：21,000円（実地検査）】 [病床設置許可→施設使用許可→開設届]</p> <p>○麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書の写し」を添付して下さい。</p> <p>1日診療所の場合（健康診断、予防接種等）</p> <p>○「建築確認済証等の写し」、「土地及び建物の登記事項証明書（原本）」、「土地及び建物の賃貸借契約書の写し」に代えて、「<u>建物（敷地）の使用を認める承諾書（覚書）</u>」又は「<u>予防接種、健康診断等の実施に係る契約書（申込書）等の写し</u>」を添付して下さい。</p> <p>○検診車を使用する場合は、エックス線装置に係る防護図、平面図及び立面図に加え、「<u>車検証の写し</u>」を添付して下さい。</p> <p>○現に、診療所の管理者である者が、同時に2以上の診療所の管理を行う場合は、事前に「2以上の診療所管理許可」が必要です。</p>

	開設者	手続内容				説明	
		提出書類	添付書類	提出部数	提出時期		
変 更	①開設者の所在地（住所）、 名称（氏名） ②施設の名称 ③施設の所在地 （同一敷地内に限る） ④診療科目 ⑤病床数（減床に限る）	法人	診療所開設許可事項一部変更届 （様式第8号）	①及び②の場合 ・法人登記事項証明書 ③の場合 ・【要確認】 ⑤の場合 ・変更前後の平面図 ※その他必要な書類	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	○開設主体を変更する場合は、診療所の廃止及び新規開設の手続が必要です。 ○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地処分変更証明書等」を添付して下さい。 ○麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書の写し」を添付して下さい。 ○病床数（減床に限る）の変更の場合は、事前に「建物の構造概要、平面図の変更許可」が必要です。 ○医療法人にあっては、①、②及び③に係る変更の場合には、定款変更の手続が終了している必要があります。
		個人	診療所開設届出事項一部変更届 （様式第8号）	③の場合 ・【要確認】 ⑤の場合 ・変更前後の平面図 ※その他必要な書類	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	○開設主体を変更する場合は、診療所の廃止及び新規開設の手続が必要です。 ○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地処分変更証明書等」を添付して下さい。 ○麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書の写し」を添付して下さい。
	開設者に係る他施設の開設等の状況	個人	診療所開設届出事項一部変更届 （様式第8号）	—	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	
	①定款 ②寄附行為 ③条例	法人	診療所開設許可事項一部変更届 （様式第8号）	・変更前後の定款、寄附行為又は条例 ・新旧対照表	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	○医療法人にあっては、①又は②に係る変更の場合には、定款変更の手続が終了している必要があります。
	・管理者の住所、氏名	法人	診療所開設後届出事項一部変更届 （様式第8号）	・新任者の免許証及び臨床研修修了登録証の写し ・履歴書	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地処分変更証明書等」を添付して下さい。 ※管理者は医療法人の理事就任が必須です。
		個人	診療所開設届出事項一部変更届 （様式第8号）		1部 （※注）	変更後 （10日以内）	
	・医師、歯科医師の氏名、 担当診療科目、診療日、 診療時間 ・薬剤師の氏名	個人	診療所開設届出事項一部変更届 （様式第8号）	・新任者の免許証及び臨床研修修了登録証の写し	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	
	①従業者定員 ②敷地面積、敷地平面図 ③建物の構造概要、平面図	法人	診療所開設許可事項一部変更許可申請書 （様式第3号）	②の場合 ・変更前後の平面図（建物配置図を含む） ・土地の登記事項証明書（原本）（拡張部分のみ） ・土地賃貸借契約書の写し（拡張部分のみ）（賃貸借契約を結ぶ場合） ③の場合 ・変更前後の平面図 ・構造設備の概要を示した書類	1部 （※注）	事前 （2週間前まで）	○③に係る変更、かつ有床診療所の場合にあっては、「施設使用許可」が必要な場合があります。 【施設使用前検査手数料：21,000円（実地検査）】 【施設使用前検査手数料：5,000円（自主検査）】
		個人	診療所開設届出事項一部変更届 （様式第8号）	・放射線防護図 ・建築確認済証等の写し（建築確認が必要な場合） ・建物の登記事項証明書（原本）（既存の建物を新たに診療所とする場合のみ） ・建物賃貸借契約書の写し（賃貸借契約を結ぶ場合） ※その他必要な書類	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	○③に係る変更、かつ有床診療所の場合にあっては、事前に「施設使用許可」が必要な場合があります。 【施設使用前検査手数料：21,000円（実地検査）】 【施設使用前検査手数料：5,000円（自主検査）】
	①開設の目的、維持の方法 ②病床数、病床の種類ごとの病床数及び各病室の病床数	法人	診療所開設許可事項一部変更許可申請書 （様式第3号）	②の場合 ・各病室の病床数等を記載した変更前後の平面図 ※その他必要な書類	1部 （※注）	事前 （2週間前まで）	○医療法人にあっては、①に係る変更の場合には、定款変更の手続が終了している必要があります。 ○②に係る変更にあつては、「施設使用許可」が必要な場合があります。

	開設者	手続内容				説明
		提出書類	添付書類	提出部数	提出時期	
休 止	—	診療所休止届 (様式第9号)	—	1部 (※注)	休止後 (10日以内)	
廃 止 ＜主な事例＞ 1) 診療所を廃止する 2) 診療所を移転する 3) 開設者を変更する(継承)	—	診療所廃止届 (様式第9号)	—	1部 (※注)	廃止後 (10日以内)	○診療用エックス線装置がある場合は、別途装置廃止の手続が必要です。
再 開	—	診療所再開届 (様式第10号)	—	1部 (※注)	再開後 (10日以内)	
開設者の死亡・失踪	個人	診療所開設者死亡(失踪)届 (様式第11号)	—	1部 (※注)	死亡(失踪)後 (10日以内)	○戸籍法の規定による死亡又は失そうの届出義務者が届け出て下さい。
開設者以外の管理者	個人	開設者以外の者を管理者とする許可申請書 (様式第12号)	・管理者にしようとする者の免許証及び臨床研修修了登録証の写し ・履歴書	1部 (※注)	事前 (2週間前まで)	
2以上の診療所管理	—	2以上の診療所管理許可申請書 (様式第13号)	—	1部 (※注)	事前 (2週間前まで)	
専属薬剤師の設置免除	—	専属薬剤師免除許可申請書 (様式第14号)	—	1部 (※注)	事前 (1月前まで)	
診 療 用 エ ク ス 線 装 置 等	設 置	診療用エックス線装置設置届 (様式第18号)	・エックス線室、隣接室及び上下階の室を明示した平面図及び側面図 ・施設の防護に関する検査、測定結果又は遮蔽計算書 ・管理区域を明示したエックス線関係室の平面図	1部 (※注)	設置後 (10日以内)	○診療所の新規開設等により、新たに装置を設置した場合。
	変 更	診療用エックス線装置等変更届 (様式第28号)	・変更前後の診療用放射線装置等に係る図(装置等のほか、使用室、隣接室及び上下階の室を明示した平面図及び側面図) ・施設の防護に関する検査、測定結果又は遮蔽計算書 ・管理区域を明示したエックス線関係室の平面図 ・変更する装置等の概要(診療用エックス線装置設置届(様式第18号)に係る様式中の表) ・医療機関における装置等一覧	1部 (※注)	変更後 (10日以内)	○装置を更新、追加、廃止、又は設置場所を変更する場合。 ※装置を全て廃止する場合は、「診療用エックス線装置廃止届」になります。
	廃 止	—	診療用エックス線装置等廃止届 (様式第29号)	・廃止する診療用放射線装置等に係る平面図 ・廃止する装置等一覧	1部 (※注)	廃止後 (10日以内)
そ の 他 放 射 線 関 係	診療用高エネルギー放射線発生装置の設置	診療用高エネルギー放射線発生装置設置届 (様式第19号)	・使用室、隣接室及び上下階の室を明示した平面図及び側面図 ・施設の防護に関する検査、測定結果又は遮蔽計算書	1部 (※注)	事前	
	診療用粒子線照射装置の設置	診療用粒子線照射装置設置届 (様式第20号)	・管理区域を明示した放射線診療関係室の平面図 ・同時ばく射等の防護措置の内容を記載した書面(使用室内でエックス線装置を併用する場合)	1部 (※注)	事前	

	開設者	手続内容				説明	
		提出書類	添付書類	提出部数	提出時期		
その他放射線関係	診療用放射線照射装置の設置	—	診療用放射線照射装置設置届 (様式第21号)	・使用室、貯蔵施設、放射線治療病室、隣接室及び上下階の室を明示した平面図及び側面図 ・施設の防護に関する検査、測定結果又は遮蔽計算書	1部 (※注)	事前	
	診療用放射線照射器具の設置	—	診療用放射線照射器具設置届 (様式第22号)	・管理区域を明示した放射線診療関係室の平面図 ・同時ばく射等の防護措置の内容を記載した書面(使用室内でエックス線装置を併用する場合)	1部 (※注)	事前	
	診療用放射線照射器具の使用	—	診療用放射線照射器具使用予定届 (様式第23号)	—	1部 (※注)	事前 (12/20まで)	○翌年(1/1~12/31)分を前年12/20までに提出。
	放射性同位元素装備診療機器の設置	—	放射性同位元素装備診療機器設置届 (様式第24号)	・使用室、隣接室及び上下階の室を明示した平面図及び側面図 ・施設の防護に関する検査、測定結果又は遮蔽計算書 ・管理区域を明示した放射線診療関係室の平面図	1部 (※注)	事前	
	診療用放射性同位元素の設置	—	診療用放射性同位元素設置届 (様式第25号)	・使用室、準備室、貯蔵施設、放射線治療病室、廃棄施設、隣接室、上下階の室及び院内の廃棄経路等を明示した平面図及び側面図 ・施設の防護に関する検査、測定結果又は遮蔽計算書 ・管理区域を明示した放射線診療関係室の平面図	1部 (※注)	事前	
	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の設置	—	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届 (様式第26号)	・使用室、準備室、貯蔵施設、放射線治療病室、廃棄施設、隣接室、上下階の室及び院内の廃棄経路等を明示した平面図及び側面図 ・施設の防護に関する検査、測定結果又は遮蔽計算書 ・管理区域を明示した放射線診療関係室の平面図 ・その他様式中に規定する書類	1部 (※注)	事前	
	診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を含む)の使用	—	診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用予定届 (様式第27号)	—	1部 (※注)	事前 (12/20まで)	○翌年(1/1~12/31)分を前年12/20までに提出。
	診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を含む)の廃止後の措置	—	診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後措置届 (様式第30号)	・放射性同位元素の汚染状況及び汚染除去後の測定結果 ・放射性同位元素によって汚染された物の譲渡、又は廃棄に係る受領書等の写し	1部 (※注)	廃止後 (30日以内)	

※注 控えが必要な場合は、1部余分に作成し提出時にお持ち下さい。

郵送による提出で控えが必要な場合は、必ず控え分と併せ切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。